

学校における携帯電話の取扱いに関するルール

河内長野市立長野中学校

学校における携帯電話の取扱いについて

本市小中学校における携帯電話の取扱いについては、文部科学省の通知を受けて市が作成した方針により、児童生徒の携帯電話の持込みを「原則禁止」としています。しかし、携帯電話を災害や犯罪の発生時等の緊急の連絡手段とせざるを得ない場合など、やむを得ない事情（例えば、遠距離通学や公共交通機関を利用した通学のためなど）がある場合に、個別の状況に応じて、例外的に持込みを認めることとしています。

また、条件や学校のルールおよび留意事項に保護者の同意が得られない場合や、学校の指導に対して保護者の理解が得られない場合など、学校が保護者との協力体制が取れないと判断した場合は、登下校中の携帯電話の所持を、一時的、または長期にわたって制限する等の措置をとることとしています。加えて、携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏えい等については、保護者の責任となるとしています。

本校では本市の方針の趣旨に則った上で、学校長の責任において、以下のように学校のルールおよび留意事項を作成し、それに同意して、学校長宛に同意確認書を提出することにより、例外的に登下校中の携帯電話の所持を許可いたします。

携帯電話の取扱いに関するルール

1 校内での携帯電話の取扱い

- (1) 同意を得ていない携帯電話は、校内へ持ち込まない。同意を得ていても、必要のない時は、持ち込まない。
- (2) 登校後、職員室へ携帯電話を預ける。預ける際は、電源を切る。
- (3) 預ける際は、記名した封筒や入れ物等に入れて保管を願い出る。
- (4) 校内で携帯電話を使用する等、生徒が学校の示したルールおよび留意事項に従わない場合、携帯電話を学校で預かり、保護者に直接返却するとともに、学校と保護者が今後の携帯電話の取り扱いについて協議し、保護者が生徒へ再発防止のための指導を行う。

2 登下校中の携帯電話の取扱い

- (1) 防災・防犯上の緊急連絡や安否確認以外で携帯電話を使用しない（カバン等から出さない）。
- (2) 登下校中は携帯電話を生徒自身がカバン等の中に保管し管理する。
- (3) 携帯電話を目的外で使用する、また、危険となるような行為をする等、生徒が学校の示したルールおよび留意事項に従わない場合、携帯電話を学校で預かり、保護者に直接返却するとともに、学校と保護者が今後の携帯電話の取り扱いについて協議し、保護者が生徒へ再発防止のための指導を行う。
- (4) 保護者及び学校は、防災・防犯上の緊急連絡を除き、生徒の所持する携帯電話への直接の連絡は行わない。
・緊急時における学校からの必要な連絡は、従来通り、一斉メールや HP への掲載、電話連絡等で直接保護者に行う。

3 部活動における携帯電話の取り扱いは、上記の 1・2 項と同様とする。

携帯電話の適切な使用についての留意事項

【保護者が指導・対応すること】

生徒が、トラブルや犯罪行為等の加害者・被害者にならないよう、保護者は学校とともに、携帯電話やインターネット使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係のあり方等について、その発達段階に応じた指導を行う。併せて、ルールの必要性についても理解させる。

1 適切な使い方について

- (1) 保護者は学校とともに、携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、いじめ等の未然防止のため、お子さまの実態や課題に応じた指導を行うこと。
- (2) 保護者は学校とともに、生徒のコミュニケーション力等人間関係づくりのスキル向上による人間関係形成能力や基本的な生活習慣、規範意識などの自己管理能力の育成も、携帯電話の適切な使用を理解させる上で必要であるため、様々な場面を捉えて指導を行うこと。

2 生じたトラブル・いじめ等への対応について

- (1) 保護者は、携帯電話の使用に伴うトラブルや犯罪被害、インターネットを介したいじめ等について、学校と連携し組織的に対応すること。

【家庭で約束・確認すること】

登下校中にお子さまに携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のことを家庭で確認、約束した上で、「同意確認書」を学校に提出し、許可を得る。

1 適切な使い方について

- (1) 「携帯電話の取扱いに関するルール」を守るよう指導すること。
 - (2) 家庭において、以下の例のようなルールをつくり、適切に管理すること。
 - ・家庭での使用時間は、平日 30 分、休日 60 分を目安とする。
 - ・自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
 - ・保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
 - ・インターネット上で知り合った人とは会わない。
 - ・盗撮やその他犯罪につながることはしない。
 - ・SNS やメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。
 - ・SNS グループでの仲間外れ等のいじめ行為をしない。
 - ・SNS での友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよう強制しない。
- ※ これらのようなルール以外にも、使い方について、お子さまと話し合い、その都度ルールをつくること。

2 携帯電話の管理及び保護者の責任について

- (1) お子さまに携帯電話をもたせる際は、家庭でのルールを作り、使う目的やその必要性、必要な機能等をお子さまとともに確認し、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用前に必ず確認する。
- (2) お子さまが使う携帯電話には必ずフィルタリングを設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的にお子さまの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用させないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。
- (6) 携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏えい等については、保護者の責任とする。

【生徒が守ること】

1 学校のルールについて

学校で決められた校内や登下校中の携帯電話の使い方のルールおよび留意事項を守ること。部活動においても学校で決められたルール及び留意事項と同様なので守ること。

2 家庭での約束について

保護者と話し合い、家庭で決めた約束を守ること。

3 その他の注意点

- (1) 携帯電話を買ってもらう時には、なぜ使うのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのかなどを保護者としっかり相談し、使ってよいアプリであっても、使う前に必ず保護者と一緒に考える。
- (2) 携帯電話には必ずフィルタリングを設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。そして保護者には、毎日の使い方や時間、正しい使い方をしてるかを確認してもらう。
- (3) 自分の情報を知られたり、他の人に勝手に使われたりしないよう、携帯電話にはパスワードをかける。パスワードは必ず保護者に伝える。
- (4) 学校などで携帯電話の良いところや、注意しないといけないところを知り、携帯電話等の正しい使い方についてしっかり勉強する。
- (5) 携帯電話を使うことで何か困ったことがあったら、保護者や先生などの大人に必ず相談する。

【注】：本票および「長野中学校における携帯電話の登下校中の所持に関する同意確認書」における「携帯電話」とは次のものをいう。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン
- ・タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。